

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請事件

原告 平和子

被告 国

2017(平成29)年2月17日

証拠説明書

札幌地方裁判所 民事1部合議 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤博文
外

記

頭書事件につき、下記のとおり証拠説明を行なう。

なお、事案の性質上、刻々と変化する南スーダン情勢や国連PKO、政府・自衛隊の活動経緯を主張立証していくことになるが、これらは主として日々の新聞やインターネット情報に拠ることになり、相当な点数になっていくことが予想される。

そこで、請求原因事実に係わる基本的な文書と区別し、これを甲A号証とし、前述した時系列的に積み上げていく新聞記事等を甲B号証として提出することにする。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲A 18	外務省南スーダン基礎データ 写し	2017.2.10	外務省	南スーダン共和国の概要(請求原因「第2」1(6)(7)(8)に係わる)
甲A 19	南スーダンの主要民族 写し	2017.2.10	国連人道問題調整事務所(インターネット)	南スーダンにおける主要民族の分布状況。 石油鉱区と石油パイプラインの存在状況。

甲A 20	平成25年度統合幕僚学校委託研究「主要国の対アフリカ戦略に基づく投資/支援に関する調査研究」	写し	2014. 3. 24	一般財団法人 平和・安全保障 研究所	アフリカは、豊富な地下資源を持ち、将来の経済成長が見込まれ、「地球上最後の巨大市場」「資本主義最後のフロンティア」と言われる（148頁参照）。南スーダンはその枢要部に位置していること。
甲A 21	「成長大陸 広がる商機」 朝日新聞 2016. 8. 26付	写し	2016. 8. 26	朝日新聞社	同上。
甲A 22	国連PKOの展 開状況	写し	H29. 1	外務省	現在地球上で活動している16のうち9つがアフリカ地域で、そのうち5つが南スーダンとその隣国であること。 文民要員や警察要員よりも軍事要員の派遣が突出して多いこと
甲A 23	各国の国連PKO参加状況 (国連ホームページ)	写し	2016. 8	国際連合	国連PKOに対する世界各国の派遣状況（任務の内容及びその人数）
甲A 24	ソマリア沖・ アデン湾にお ける海賊対処	写し	2017. 2	防衛省	ジブチの自衛隊基地の実態と活動状況について（請求原因「第2」1(9)に係わる）
甲A 25	ジブチに建設 される海上自 衛隊基地をめ ぐって	写し	2017. 2	ロシアの声（旧 「国営モスク ワ放送」）	自衛隊ジブチ基地が、日本のUNMISS参加時（2011. 7）に開設されたこと。これに対して、西側諸国のアフリカ・中東進出に批判的な国（ロシア・中東等）からどう見られていたかについて。
甲A 26	ワ-ク国防長 官との会談結 果概要	写し	2014. 12	防衛省	河野統合幕僚長が「ジブチは海賊対処のみならず、他の活動における拠点にしたい」「防

					<p>衛駐在官の増派も検討しており、AFRICOM と連携を強化したい」と述べたこと。</p> <p>AFRICOM とは、アメリカアフリカ軍のことで 2008. 9. 30 より実働。アメリカ欧州軍とアメリカ中央軍およびアメリカ太平洋軍の分担範囲を調節し、エジプトを除くアフリカ全土を担当範囲とする。しかし、全アフリカ諸国に駐留を拒否され、大陸内に未だ司令部を置けないでいる。</p>
甲 A 27	JOINT STAFF PRESS RELAESE 平成 28 年度 第 1 回在外邦 人等輸送訓練 について	写 し	2016. 8. 22	統合幕僚監部	<p>自衛隊ジブチ基地を、日本国内の自衛隊基地と南スーダン PKO 活動を直接つなぐ中継基地にし、自衛隊員や武器、物資、邦人輸送を行なう訓練がなされていること。</p>
甲 A 28	ブルーヘルメ ット - 国連 軍・平和維持 への闘い (一 部抜粋)	写 し	1986. 12. 25	国際連合	<p>国連 PKO の特徴、国連憲章規定、活動内容及びその性格。</p>
甲 A 29	国連事務総長 の告示 (国連 部隊による国 際人道の遵 守)	写 し	1999. 8. 12	国連事務総長	<p>PKO の軍事要員に国際人道法 = 国際交戦法規が適用されるとした。</p>
甲 A 30	安全保障理事 会「国際連合 平和活動に関 するパネル報 告書」	写 し	2000. 8. 21	国連安全保 障 理事会	<p>PKO 活動の「公平性の原則」につき、現地勢力に対して等距離中立ではなく、国連憲章の原則とそれに基づく任務に忠実に活動することと再構成し、PKO 要員は自己の生命・</p>

					身体だけではなく、PKO 部隊や保護対象に対する攻撃があった場合には、その根源を鎮圧するために十分な反撃ができるよう強力な交戦規則 (ROE) を有することが必要だとした。
甲 A 3 1	国連平和維持活動－原則と指針	写し	2008	国際連合	過去60年にわたる、60件を超える活動の経験を取りまとめたもの。国連平和維持活動の軌跡、立案、マンデート完遂の秘訣などが論じられている。
甲 A 3 2	国連平和維持活動 (PKO) の発展と武力行使をめぐる原則の変化	写し	2010. 1	外交防衛課 松葉真美	ブラヒミ・レポートを中心に、国連憲章第7章の任務を持ち、強力な交戦規則 (ROE) を有するに至った今日のPKOと武力行使の範囲についての解説。
甲 A 3 3	「我が国の国際平和協力業務の実績 (H27. 12. 16 現在)」	写し	2015. 12	外務省	標目のとおり。 国連PKOの軍事化の進展と我が国のPKO協力法との乖離が決定的となり、自衛隊の派遣は現在では本件のみであること。
甲 A 3 4	PKO 武器使用拡大の現実	写し	2016. 3. 1	しんぶん赤旗	「駆け付け警護」の内容を説明したもの
甲 A 3 5	実力行使を伴う救出の流れ (イメージ図)	写し	2012. 3. 27	防衛省 (内部資料)	2016年3月1日付赤旗新聞 (甲A34) で掲載されている図
甲 A 3 6	平和安全法制における米軍等の部隊の武器等防護の国内法上の位置づけ	写し	2016. 7	外交防衛委員会調査室 横山絢子	標目のとおり。

甲A 37	自衛隊法第95条の2の運用に関する指針	写し	2016.12.22	国家安全保障会議	標目のとおり。
甲A 38	政府が自衛隊法第95条の2の運用に関する指針を決定したことに抗議し、その撤回と安保法制の廃止を求める会長声明	写し	2017.2.1	東京弁護士会 会長小林元治	「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針」(甲A37)に対して撤回を求める東京弁護士会の意見表明。自衛隊が武力の行使に及ぶことはなく、憲法9条で禁止された「武力の行使には当たらない」とする見解を批判している。
甲A 39	「安保理決議2206(2015年)によって設置された南スーダンに関する専門家委員会の暫定報告書」(2015年8月20日)の一部日本語訳	写し	2016 通常 国会	志位和夫衆議 院議員事務所	南スーダン政府軍による民間人への残虐行為を詳述している。
甲A 40	「南スーダン共和国における紛争の解決に関する合意(2015年8月26日)」の一部日本語訳	写し	2016 通常 国会	志位和夫衆議 院議員事務所	前記の実情に基づき「悲劇的な紛争を終結させる緊急の必要性」を強く呼びかけている文書。
甲A 41	南スーダンミッションの見直しに関する国連事務総長特別報告書	写し	2015.11.23	国際連合	標目のとおり。

甲A 4 2	南スーダンミ ッションの見 直しに関する 国連事務総長 特別報告書の 一部日本語訳	写 し	2016 国会	通常	志位和夫衆議 院議員事務所	停戦合意に反する行為が続い ており、避難民が増加し、難 民キャンプの治安も悪化して いること
甲A 4 3	安保理決議 2252 (2015 年 12 月 15 日) の 一部日本語訳	写 し	2016 国会	通常	志位和夫衆議 院議員事務所	国連安保理が、南スーダンの 深刻な事態に対して、「深い警 戒と懸念を再表明」した。
甲A 4 4	治安の悪化と その継続を懸 念する UNHCR (国連難民高 等弁務官事務 所) の配信記 事(2016. 1. 8) の一部日本語 訳	写 し	2016 国会	通常	志位和夫衆議 院議員事務所	「全体的に見て、南スーダン の中でもこれまで比較的安定し ていた地域で、憂慮すべき事 態が展開している」等と、深 刻さを訴えている。
甲A 4 5	国連広報 2016 年 1 月 21 日付 の一部日本語 訳	写 し	2016 国会	通常	志位和夫衆議 院議員事務所	全ての側による「衝撃的な」 犯罪の中には民間人の虐殺、 輪姦等があると国連広報が述 べる。
甲A 4 6	安 保 理 決 議 2206 に基づく 南スーダン専 門家パネルの 最 終 報 告 (2016 年 1 月 22 日国連安保 理 議 長 に 送 付) の 一 部 日 本 語 訳	写 し	2016 国会	通常	志位和夫衆議 院議員事務所	「支配層の政治構想として始 まった南スーダンの内戦は、そ の後 2 年間に部族の戦争に深 化し」「容赦のない戦争によっ て、人道的な大惨事が悪化の 一途をたどっている」と記述 されている。 「UNMISS 要員は当たり前 のように攻撃され、いやがらせ を受け、拘束され、脅迫され、 威嚇されている。」「2013 年 12 月の戦争開始以来、[本報告 の] 執筆時点で 4 3 人の人道

					援助要員が殺害されている」とある。
甲A 47	UNMISS と ONHCR が 2016 年 1 月 21 日に発表した報告書の一部日本語訳	写し	2016 通常 国会	志位和夫衆議 院議員事務所	「南スーダンの長期化する紛争下での人権状況」を報告したもので、内戦の状況を示している。
甲A 48	合同監視評価委員会のフェスタス・モハエ議長の開会声明(2016年2月2日、ジュバ)の一部日本語訳	写し	2016 通常 国会	志位和夫衆議 院議員事務所	南スーダン和平合意が「危機に瀕していることをきわめて憂慮している」と述べ、深刻な事態を訴えている。
甲A 49の 1	南スーダン・マラカル国連保護区の写真(破壊される前)	写し	2015. 12. 4	不明。 下記「国境なき医師団日本の提供」	標目のとおり。
甲A 49の 2	南スーダン・マラカル国連保護区の写真(襲撃され破壊された後前)	写し	2016. 3	国境なき医師団日本 (MSFjapan) 2016. 3. 3	標目のとおり。
甲A 50	南スーダン内戦に自衛隊はどうか	写し	2016. 4	布施裕仁(世界 2016. 4号掲載)	南スーダン内戦の経緯と、自衛隊の対応。
甲A 51	「南スーダン派遣施設隊第5次要員に係る教訓要報」について	写し	2014. 11. 17	陸上自衛隊研究本部	UNMISS 司令部からジュバ国連施設防護の指示があり、その内容に「『火網』の連携」があったこと、これに対して自衛隊は、憲法9条及びPKO

					<p>協力法に反するとの認識から、一時、部隊の撤退を計画したこと。</p> <p>2013年12月15日、ジョングレイ州ボルの駐屯していた韓国部隊から自衛隊部隊に対して小銃弾1万発の譲渡依頼があり、小銃弾1万発を提供（補給）したこと。</p> <p>以上は憲法9条違反の事態が起きていたことを示す。</p>
甲A 52	イラク自衛隊 「戦闘記」	写し	2007. 3. 22	佐藤正久	「治安維持活動に触れば、集団的自衛権の問題を避けて通ることはできない」と述べたこと。
甲A 53	2003-2004 自衛隊装備年鑑	写し	2003. 7. 15	朝雲新聞社	自衛隊が南スーダンに持って行っている武器とその性能
甲A 54の 1	南スーダンにおける自衛隊のPKO活動任務に関する質問主意書	写し	2016. 9. 26	照屋寛徳衆議院議員	南スーダンに派遣された自衛隊員にジュネーブ条約の「捕虜」の権利があるか質問がなされたこと。
甲A 54の 2	前記の答弁書	写し	2016. 10. 4	内閣総理大臣 安倍晋三	上記質問に対して、苦しい弁解をしているが、結局のところ直接適用されるものでないことを認めたこと。
甲A 55の 1	銃撃とIEDで四肢が吹き飛ばす 戦闘外傷からのサバイバル “駆け付け警護” 自衛隊は戦死者続出!	写し	2016. 8	軍事研究2016年8月号 元陸上自衛隊富士学校・衛生学校研究員、アジア事態対処医療協議会理事長 照井資	自衛隊員には戦場救護の装備も教育もないこと。

				規	
甲A 55の 2	実効性疑わしい！陸自救命ドクトリン「10分1時間」中国軍にも勝てぬ低レベル教育と装備リスト「駆け付け警護」で部隊は崩壊する！	写し	2016.10	軍事研究2016年10月号 元陸上自衛隊富士学校・衛生学校研究員，アジア事態対処医療協議会理事長 照井資規	自衛隊員には戦場救護の装備も教育もないこと。
甲A 56	駆け付け警護訓練開始 戦場救護は	写し	2016.8.26	東京新聞 2016.8.26	自衛隊員には戦場救護の装備も教育もないこと。
甲A 57の 1	自衛隊員の自殺、殉職等に関する質問趣意書	写し	2015.5.28	阿部知子衆議院議員	自衛隊員の自殺者数及び原因について質問がなされたこと
甲A 57の 2	前記の答弁書	写し	2015.6.5	内閣総理大臣 安倍晋三	「イラク特措法に基づく活動に従事し、在職中に自殺した自衛隊員数は、陸上自衛隊員が二十一人、海上自衛隊員が零人及び航空自衛隊員が八人」などの答弁がなされたこと
甲A 58の 1	イラク派兵自衛隊員の自殺率の算出及び比較等に関する質問主意書	写し	2015.6.22	阿部知子衆議院議員	イラク派兵自衛隊員の自殺率の算出及び比較について、質問がなされたこと
甲A 58の 2	前記の答弁書	写し	2015.6.30	内閣総理大臣 安倍晋三	「防衛省においては、イラク特措法に基づく活動に従事し、在職中に自殺した自衛隊員の自殺による死亡率について

					は、同省でこれまでに把握した客観的なデータに基づき算出したものであるため、適切であると考えている」などの答弁がなされたこと
甲A 59の 1	イラク派兵自衛隊員の自殺率の算出及び比較等に関する再質問主意書	写し	2015. 7. 2	阿部知子衆議院議員	イラク派兵自衛隊員の自殺率の算出及び比較について再度の質問がなされたこと
甲A 59の 2	前記答弁書	写し	2015. 7. 10	内閣総理大臣 安倍晋三	「自殺、②病死、③事故、④その他の死因、⑤死亡者の合計人数及び⑥死亡者に占める自殺者の割合」 「陸上自衛隊」「平成二十六年度 ①四十三人 ②三十六人 ③四人 ④六人 ⑤八十九人 ⑥約四十八・三パーセント」 「2 イラク特措法に基づく活動」 「陸上自衛隊員 ①二十一人 ②十五人 ③九人 ④零人 ⑤四十五人 ⑥約四十六・七パーセント」などの答弁がなされたこと
甲A 60の 1	国を被告とする自衛官人権裁判に関する再質問主意書	写し	2015. 5. 8	照屋寛徳衆議院議員	「現下自衛隊内における上官や同僚らによる自衛官に対するイジメ、パワハラ、セクハラ等を原因とし、当該自衛官が自殺に追い込まれた、あるいは身体的負傷、精神疾患などの被害、海外派遣中の自衛官が職務中に巻き込まれた事件・事故などについて、報告を求めた。

甲A 60の 2	前記答弁書	写し	2015. 5. 17	内閣総理大臣 安倍晋三	「平成二十四年度に自殺した自衛官の各月ごとの人数については、平成二十四年四月は四人、同年五月は八人、同年六月は六人、同年七月は四人、同年八月は十一人、同年九月は六人、同年十月は九人、同年十一月は七人、同年十二月は三人、平成二十五年一月は七人、同年二月は六人、同年三月は八人」などの報告がなされたこと
甲A 61	中日新聞「米帰還兵の自殺深刻」	写し	2013. 8. 21	中日新聞	米帰還兵の自殺の多さが深刻であり、米退役軍人省や「米イラク・アフガニスタン退役軍人会」などが実態把握と対策に動いていること。
甲A 62	毎日新聞「陸自隊員に『遺書』指示－北部方面隊元隊員が証言」	写し	2015. 7. 11	毎日新聞	自衛隊が、隊員に「遺書」を書かせ、「賭命義務」に殉ずる精神教育を行なっていること
甲A 63	北海道新聞「自衛官『命の対価示せ』－対外で戦う約束したっけ」	写し	2015. 6. 15	北海道新聞	安保法制、特に海外派兵について現職自衛官の本音を取材したもの。「専守防衛」下の今までの訓練と戦場での実践は全く異なること。
甲A 64	安保法制が自衛隊員を殺す	写し	2015. 8. 28	週間朝日	安保法制により、自衛隊員の自殺やPTSDが増えること
甲A 65	第11次要員候補者 第9師団家族説明会	写し	2016夏頃	第9師団司令部	2016年12月からの第11次の対象隊員家族に説明された内容。
甲A 66	しんぶん赤旗「内部文書か	写し	2016. 4. 21	しんぶん赤旗	陸上自衛隊が、広大な敷地のある北海道の訓練環境を利用

	ら判明／北海道で陸自大改造計画／海外派兵向け一大訓練拠点に」				して、海外派兵や南西諸島へいち早く展開する「機動運用部隊」の一大訓練拠点とする検討が進められていること。海外派兵の恒久化と強化を進める旨の記載があること 北部方面隊の南スーダン派遣が、第12次のうち5次にも及んでいる理由が伺われる。
甲A 67	陸幕施設等説明	写し	2015. 9. 28	防衛省	前記新聞記事で明らかにされた自衛隊の内部文書である。
甲A 68	元自衛官が本気で反対する理由－安保法反対20人の声	原本	2017. 1. 20	新日本出版社	しんぶん赤旗日曜版のインタビューに応じ、実名で発言する元自衛官の発言内容。
甲A 69	南スーダン派遣施設隊日々報告第1635号	写し	2016. 7. 7	南スーダン派遣施設隊	南スーダン派遣施設隊の活動報告及び非開示（黒塗り）の実態
甲A 70	南スーダン派遣施設隊日々報告第1636号	写し	2016. 7. 8	同上	同上
甲A 71	南スーダン派遣施設隊日々報告第1637号	写し	2016. 7. 9	同上	同上
甲A 72	南スーダン派遣施設隊日々報告第1638号	写し	2016. 7. 10	同上	同上
甲A 73	南スーダン派遣施設隊日々報告第1639号	写し	2016. 7. 11	同上	同上

甲A 74	南スーダン派遣施設隊 日々報告 第 1640号	写 し	2016. 7. 12	同上	同上
甲A 75	モーニングレ ポート 平成 28年7月8 日(金)	写 し	2016. 7. 8	中央即応集団 司令部	同上
甲A 76	モーニングレ ポート 平成 28年7月1 1日(月)	写 し	2016. 7. 11	同上	同上
甲A 77	モーニングレ ポート 平成 28年7月1 2日(火)	写 し	2016. 7. 12	同上	同上
甲A 78	モーニングレ ポート 平成 28年7月1 3日(水)	写 し	2016. 7. 13	同上	同上
甲A 79	防衛大臣への 要請書	原 本	2017. 2. 17	原告平和子 代理人弁護士 佐藤博文	防衛大臣に対して、①南スーダンPKO派遣部隊の日報を全面的に情報開示すること、②南スーダンPKO派遣差止訴訟(札幌地方裁判所)において、請求原因事実に対して具体的に認否し、公開の法廷で主権者国民に対する説明責任を果たすこと、③自衛隊部隊を即時に撤退させること、を要請したこと。

以上